

全国説教塾規約

2016年6月28日制定

説教塾は、ハイデルベルク大学500周年記念国際説教シンポジウムに参加した加藤常昭の呼びかけによって、「説教者の為の説教学習運動」として1987年9月2日に発足した。その際、参加者が合意した開塾の趣旨は以下の通りであった。

①今日の日本の福音主義教会の宣教の状況と使命を考え、説教者の為の説教学習の運動を積極的に推進することが急務であるとする。②継続的な共同学習・修練を堅実にしていくために、伝統的な塾の名称を用い、説教者の生涯にわたる学習の場を造る。③参加者は、所属教会・教派を問わないが、福音主義的な神学を共通項とする。その後、説教塾は、説教セミナーを中心として、紀要の発行、説教シンポジウムなどの活動により、全国各地に継続的な説教学習グループ（地域説教塾）が生まれて急速に発展した。

2012年、創塾25周年を機に、われわれ説教塾塾生一同は加藤常昭を主宰として説教塾の運動を更に継続・発展させる決意を新たにした。説教が力あるものになってこそ、福音主義教会は生き生きと伝道し教会を造り上げることが出来ると確信し、そのために説教塾が果たす役割は大きいことを25年の間に経験してきたからである。われわれの決意を具体化し、運動体としての説教塾の態勢を整えるため必要最小限の規約を以下に定める。

第1条（名称）

本組織は説教塾と称する。

第2条（所在地）

事務所を東京都品川区北品川4-7-40 キリスト品川教会に置く。

第3条（事業）

全国説教塾及び地域説教塾において以下の事業を行う。

- 1.説教の作成・演述・批判・分析の実習。
- 2.説教の神学の学習・研究。
- 3.その他説教塾にふさわしい神学的研修。

第4条（塾生）

説教塾の趣旨に賛同し、年会費を納入して名簿に登録された教職者及び説教の

つとめを負っている信徒を塾生とする。

第5条（地域説教塾）

- 1.塾生は地域説教塾を開塾することができる。
- 2.地域説教塾を開塾するには、責任者を定めて事務局長に申し出る。事務局長は、全国委員長及び副委員長と協議のうえ開塾の諾否を回答し、開塾を承認した地域説教塾を登録する。
- 3.地域説教塾は自主的に運営し、1年間の活動を全国委員会に報告する。

第6条（全国委員会）

- 1.第7条に定める役員及び第5条に定める地域説教塾の代表者各1名により全国委員会を組織する。
- 2.全国委員会は年1回定期会を開催し、役員及び各地域説教塾から前年度の報告を受け、説教塾の事業及び運営に関する事項を協議決定する。
- 3.全国委員長は、全国副委員長及び事務局長と協議のうえ臨時会を招集することができる。

第7条（役員）

- 1.以下の役員をおき、日常的な運営を委ねる。
全国委員長1名、全国副委員長1名、事務局長1名。
- 2.役員は、第6条に定める全国委員会において選出する。
- 3.役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は全国委員会が行う。

附則

- 1.本規約は2016年9月1日から施行する。
- 2.本規約施行時の役員は以下の通りとする。
全国委員長平野克己、全国副委員長郷家一二三、事務局長吉村和雄
- 3.本規約施行時の地域説教塾は以下の通りとする。
北海道説教塾、奥羽説教塾、東北説教塾、東京説教塾、湘南説教塾、信州説教塾、北陸説教塾、静岡説教塾、名古屋説教塾、関西説教塾、西中国説教塾、四国説教塾、北九州説教塾、長崎説教塾、沖縄説教塾、学生説教塾、ソウル説教塾